

議 事 録

令和8年2月10日

開催場所	伊賀市役所本庁2階 202・203会議室	13:30～15:30
会議名	第32回伊賀市農業委員会総会	
出席者	坂本 森下 喜久永 玉岡 門口 森田 西田 大田 藤室 松永 川口(一)	
	中原 福岡 田中 池町 山本 稲森 西尾 橋本 折戸 喜多	
		(計21名)
欠席者	高田 福地 西口	
事務局	前川 山出 矢野 北田 岡嶋 勝本	

議 事

会 長	<p>みなさん、こんにちは。 少し早いですが、全員お揃いですので、始めたいと思います。</p> <p>大変な雪でした。雪国を笑う者は雪で泣くと、ようやく、やっと道が通れるようになった次第でございますが、現在、雨が少なく、各地渇水でいろいろと影響が出ているようですが、このままで行きますと、春、夏の水が不足するのではないかと心配しております。</p> <p>琵琶湖の水位も現在、－70cmになっています。－90cmになりますと、淀川水系の西側の地域では取水制限が始まります。</p> <p>当地域も淀川水系ですので、伊賀市も取水制限の地域に入るわけなんですけど、水道の水が不足するという事は、農業用水も不足するという事もあるかと思えます。そういう事もあって、今年も稲が枯れるのかなという心配をしております。</p> <p>先日、衆議院議員の選挙も終わりました、自民党の大勝ということになった訳でございますけど、選挙中の新聞をずっと見ていたんですけども、各党の農業に対する方針がいろいろと打ち出されておりました。</p> <p>中には、ちょっとおもしろいと言いますか、できるのかなという方針もございまして、例えば参政党は備蓄米を1年分確保しなければならないとの方針も出しております。</p> <p>これは、いろいろと考えも違ひまして、世界情勢が非常に悪いということで、有事に対する食料の確保が絶対必要だと言っておりますし、農業者を一応、公務員にしてはどうかという案も出ております。</p> <p>国民民主党では、1反に20,000円(2万円)を交付してはどうかという案も出ておりますけど、1反に2万円になるとかなりの財政の確保が必要ではないかと思えますし、公務員化してもかなりのお金が必要になるかなと思えます。</p> <p>そういう事もありますけども、高市内閣はそこまでは言っておりませんが、いろいろとやってくれるんじゃないかなというふうに思います。</p> <p>これは、余談ではありますが・・・</p> <p>奈良県に高市郡というのがございまして、明日香村・高取町が高市郡ですけど、その流れで高市という性があるのではないかと感じておりますし、高市早苗の議員当初は奈良1区(奈良市・月ヶ瀬村)から出馬しておりました時に、明日香村の人が秘書をやっていたという事もありますので、やっぱり、その辺の流れかなと思われま。</p> <p>いろいろと昔から積極的な人でして、奈良1区の時事務長が島ヶ原の人でして、高市早苗と面識がある私の事を「島ヶ原・島ヶ原」と言っておりましたけども、まあ、そういう関係からもいろいろとやってくれるんじゃないかと私、そう思っております。</p> <p>期待はしたいと思えます。</p>
議 長	それでは、第32回の伊賀市農業委員会月次総会を始めたいと思います。
議 長	それでは、総会の成立報告を事務局からお願いいたします。

事務局長 (前川)	委員総数24名中、現在、21名の委員に出席をいただいております。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定にあります過半数の出席を満たしておりますので、本総会が成立していることをご報告申し上げます。
議長	次に、本総会の日程は本日、1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	次に、議事録署名者の指名を行いたいと思います。 署名者は、⑩番の山本委員、⑪番の稲森委員にお願いをいたします。
議長	本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により、公開する事となっておりますので、ご承知おきをお願いいたします。
議長	それでは、只今から議事に入ります。
議長	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第2号 使用貸借契約の解約による通知については、いずれも報告案件ですので、一括して報告をお願いいたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局 (矢野)	はい、失礼します。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。 総会資料1ページです。 賃貸借の合意解約がなされ、報告件数14件、筆数は田:22筆、畑:4筆の合計26筆で面積は合計26,753㎡についての通知がありましたので、ご報告いたします。
事務局 (矢野)	続きまして、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」ご説明いたします。 総会資料3ページにあたります。 無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数1件、筆数は田:1筆、面積は1,361㎡についての通知がありましたので、報告いたします。 以上です。
議長	説明が終わりました。ご発言ございませんか。
議長	ご発言がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は報告のとおりご承知おきいただきたいと思います。
議長	続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	議案第1号 No.1～No.7について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (矢野)	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 総会資料4ページからです。 No.1 明細は総会資料のとおりです。 譲受人は伊賀市において耕作面積が無く、法人であったため営農計画書が提出され、2月2日に新規面談を実施し、承認をいただいた法人であります。 譲受人は、平成29年に設立された農地所有適格法人で、役員1名が常時従事し、また、現地には役員以外に常時管理者1名及び臨時従事者5名を置く予定となっております。 所有機械は、乗用モア・ハンマーナイフモアを所有されております。 現地はかなり荒廃していた土地でありましたが、すでにある程度整備されており、ブルーベリーを作付する予定で、様子を見ながら徐々に増やして行き、最終的に256kgの反収を見込んでおります。 販売先につきましては、鈴鹿市にありますカフェやマルシェに出店を予定しております。 譲受法人につきましては、認定農業者の資格を持っておりまして、鈴鹿市で自作小作を合わせまして約50haの農地を既に管理しており、鈴鹿市の耕作証明書も提出されております。

	<p>常駐する常時従事管理者につきましては、伊賀市在住でブルーベリー栽培に詳しい方でございまして、鈴鹿の圃場へも定期的に従事者の育成や助言を実施している方であり、当該地についても効率的に有効活用できると認められます。</p> <p>周辺地域の農業に対し支障はなく、申請農地にかかる借受人はございません。 なお、こちらの土地につきましては、のちに営農型太陽光発電施設の設置を予定しておりまして、来月以降にその申請がなされる予定となっております。</p>
事務局 (矢野)	<p>No.2 明細は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は3,740aで、取得後は3,744aとなる予定です。</p> <p>譲受人は、平成8年に設立された農地所有適格法人で、理事3名を含めた構成員6名が常時従事しており、農機具は、トラクター5台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、収穫機・動力カルテ・ローラーリフト各1台を所有されております。</p> <p>現場につきましては、水稻を作付する予定です。</p> <p>譲受人につきましては、予野地域を中心に大規模に経営している法人でありまして、当該地についても効率的に活用管理できると認められます。</p> <p>周辺地域の農業に対し支障はなく、申請農地にかかる借受人もございません。</p>
事務局 (矢野)	<p>続きまして、No.3 明細は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は現在30aで、取得後は31aとなる予定です。</p> <p>本人の農作業歴は17年で、常時従事は本人と妻がしております。 農機具は、田植え機・トラクター・コンバインをそれぞれ所有しています。 現地につきましては、水稻を作付する予定です。</p> <p>申請地は、譲受人の所有する田に隣接する農地で、すでに耕作している土地の一部入り込んでいる状態です。のちに出てくる農地法第5条のNo.1に倉庫敷地ですが、この農地の名義があべこべになっていたために交換する申請となっております。</p> <p>現状譲受人が耕作管理しているため、取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はなく、申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局 (矢野)	<p>No.4 明細は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は現在74aで、取得後の面積が小さいため、変わらず74aとなる予定です。</p> <p>本人の農作業歴は50年で、本人と妻が常時従事しております。 農機具は、田植え機・トラクター・コンバインを保有しています。 現地においては、水稻を作付する予定です。</p> <p>譲受人の所有する田の一部に、譲渡人である〇〇さん名義の微細な土地が混入していたことが判明したため、整理する目的での申請でありまして、現状、譲受人が耕作管理しているため、取得後も効率的に耕作できると認められます。</p> <p>周辺地域の農業に対して支障はなく、申請農地にかかる借受人はございません。</p>
事務局 (矢野)	<p>No.5 明細は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は現在49aで、取得後の耕作面積は59aとなる予定です。</p> <p>本人の農作業歴は13年で、本人と妻及び父、母が常時従事しております。 農機具は、管理機やトラクター、スパイダーモア、ハンマーナイフ等を所有しています。 登記地目は田ですが、現地には果樹を作付する予定となっております。</p> <p>申請地は、荒廃地になっていたところ、譲受人により既にきれいに整備されており、取得後も効率的に耕作できると認められます。</p> <p>周辺地域の農業に対して支障はなく、申請農地にかかる借受人もございません。</p>
事務局 (矢野)	<p>No.6 明細は総会資料のとおりです。 譲受人は、伊賀市においての耕作面積はなく、法人であったため、営農計画書が提出され、2月2日に新規面談を実施し、承認をいただいております。</p> <p>譲受人は、平成27年に設立された農地所有適格法人で役員6名中、6名が常時従事者であり、また、現地には常時管理者を最低1名を置く予定となっております。</p>

	<p>譲受人は、山梨県の笛吹市と甲府市で合わせて15haほどの農地を管理しており、ブドウや梨・桃・ハウスメロンを栽培し、宅配やネットショップでの販売を行っております。</p> <p>また、岩手県花巻市では、1haほどの水稻を作付しており、花巻市の耕作証明書が添付されております。</p> <p>農機具につきましては、田植え機2台、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機1台等を所有しており、現在、花巻市に備え付けられている状態ですが、花巻市において稲作の規模拡大を予定しており、それに伴って機械も新たに導入予定で、譲渡人の倉庫を借りる契約もなされているため、玉滝地区においての保管場所は確保されております。</p> <p>当該地につきましては、水稻を作付する予定です。</p> <p>譲渡人につきましては、遠方で仕事上管理も難しくなったことから、売却することとなった次第であります。</p> <p>申請地はすべて整備された農用地で管理もしやすく、花巻市での実績から地元に合わせて行うノウハウもあることから、効率的に活用できると認められます。</p> <p>周辺地域の農業に対して支障はなく、申請農地にかかる借受人はございません。</p>
事務局 (矢野)	<p>続きまして、No.7 明細は総会資料のとおりです。</p> <p>譲受人の耕作面積は0aであり、取得地が農用地であったことを含めて、2月2日に新規面談を実施し、承認をいただいております。</p> <p>譲受人は48歳で、〇〇で2年間従事した後、北海道において畑作を営み、地元に戻ってからは陶芸をしながらキャンプ場の経営を行っております。</p> <p>農作業歴につきましては4年ほどで、本人が常時従事する予定です。</p> <p>大型機械の所有はなく、草刈り機程度の保有ですが、必要に応じ購入する予定です。</p> <p>申請地では、キャンプ場に来るお客さんにふるまったり、収穫体験をしてもらうためにブルーベリーを作付する予定で、譲受人の実家及びキャンプ場のすぐ近くにあり、当該地についても効率的に活用できると認められます。</p> <p>なお、周辺地域の農業に対して支障はなく、申請農地にかかる借受人はございません。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、古山地区、花垣地区、玉滝地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p>
中原委員	<p>古山です。当該地につきましては、青蓮寺のパイロット地区なんですけども、長らく荒廃地になっておりまして、そこへ鈴鹿で認定農業者をされている〇〇さんの営農型ソーラーとブルーベリーの作付という事で、また、鈴鹿でも経営をされているという事で特に問題はないと思います。</p> <p>No.2 花垣ですけども、譲受人が〇〇さんという事で予野地区を中心に広く営農をされておりますので、特に問題はないと思います。以上です。</p>
事務局 (矢野)	<p>すいません。失礼します。</p> <p>No.3～No.5の河合地区、丸柱地区につきましては、担当委員さんは本日欠席でございますが、現地立会を行いまして問題なしという事でご意見をいただいておりますので、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
稲森委員	<p>玉滝地区でございます。</p> <p>先般、1月23日に関係者一同で現地確認をさせていただきました。</p> <p>内容につきましては、先ほど担当者の方から説明のあったとおりでございまして、いっぱい荒れてきている土地が最近多くなってきておりまして、遠いところからではございますが、作ってやろうという方がおられまして、大変ありがたいと思っております。</p> <p>まあ、今後とも我々も地域の近くにおりますので、協力してやっていきたいと思っております。</p> <p>それから、No.7ですけども、この〇〇さんという方はいろんな趣味というか陶芸とかキャンプ場をやっておりまして、ここで、ブルーベリーを作付していくという考えでございまして、今後ともブルーベリーをどういうふうにするのか見たいなと思っております。</p> <p>議案のNo.6、No.7ですけども、審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。</p>

西田委員	No.1ですけど、この方、鈴鹿でブルーベリーをやっておるんですか？
事務局 (矢野)	はい、やっております。
西田委員	それで今回はこれやけど、今後は営農型太陽光に取り組むという事で、その下にブルーベリーを植えて、収穫量は80%以上採れるのかな？
事務局 (矢野)	圃場が長年耕作されていなかった土地という事もあり、土壌の整備からという事で、1年～2年は猶予をくれという感じの計画となっていますが、最終的にはすべてブルーベリーを植えて実施するという計画をされております。
西田委員	ブルーベリーを植えて、上に営農型太陽光をやる。
事務局 (矢野)	はい、そうです。
西田委員	営農型は先の話ですが、今回はブルーベリーを作付するという事ですよ。
事務局 (矢野)	通常は、地主さんがいて、そこを借りてやる耕作者がいて、太陽光を設置する業者がいるという3者の関係ですけど、こちらは、買い取ったうえで業者が営農型をやるという事でまず、所有権移転の申請が出てきて、所有権が移転されたら地権者と太陽光業者との地上権設定と転用申請という流れになっているので、ちょっと分けての申請となっております。
西田委員	それなら、下の部分は〇〇がして、その後、上部分を太陽光の業者がするという事ですね。
事務局 (矢野)	そのようです。
西田委員	はい、わかりました。
議長	ほかにごございませんか。
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議長	議案第1号 No.1～No.7について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	議案第1号 No.1～No.7について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～No.7については、原案のとおり許可することに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第1号 No.8～No.16について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (北田)	失礼します。No.8 申請内容は議案書のとおりです。 譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、農地を相続した譲渡人が農業に従事していないことから農業に従事している譲受人へ譲渡することになり、申請に至ったものでございます。 譲受人の現在の耕作面積は134aで、取得後の耕作面積は176aとなります。 農作業歴は本人が50年、妻が30年で常時従事されています。 農機具は、田植え機・トラクター・コンバインを各1台所有し、申請地では水稻を作付される計画です。 申請地は、譲受人の自宅から1km以内にあり、申請地周辺の自作地では水稻を耕作されていることから、取得後も効率的耕作できると認められます。 また、周辺地域の農業に対して支障もなく、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局 (北田)	No.9 申請内容は議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積はなく、申請地が農用地であることから2月2日に新規営農面接審査を行いました。 ついては、譲受人の取得後の耕作面積は5aとなります。

	<p>譲受人は以前より農業に従事したいとの意向があり、農地の取得にあたり、今まで下限面積があった事から、60坪程度の雑種地で家庭菜園をしてきたとのございます。</p> <p>下限面積が撤廃されたことに伴い、農地を取得することができるようになり、連作障害を避けたい事と新たに果樹を栽培したいとの思いから、近所の方から畑を購入することになり、申請に至ったものでございます。</p> <p>農作業歴は、本人が15年、夫が8年で常時従事する予定です。</p> <p>農機具は、小型耕運機とスパイダーモアを各1台所有されています。</p> <p>申請地の半分程度は、すでに柿が植えられていることからそのまま利用し、残地では家庭菜園と異なる種類のみかんやゆず等の果樹、玉ねぎや葉物野菜を栽培する計画です。</p> <p>申請地は、譲受人の自宅から車で10分以内であり、農機具の運搬に必要な軽トラックなども所有されており、取得後も効率的耕作できることから、新規営農面接審査の結果、新規営農者として認められたところでございます。</p> <p>また、周辺地域の農業に支障はなく、申請地にかかる借受人はおりません。</p>
<p>事務局 (北田)</p>	<p>No.10 申請内容は議案書のとおりです。</p> <p>譲受人は先代の頃より遠方に住んでおり、申請地の隣に自宅のある譲受人がこれまで畑として利用してきたことから、相続をきっかけに申請に至ったものでございます。</p> <p>譲受人の現在の耕作面積は4aで、取得後の耕作面積は9aとなります。</p> <p>農作業歴は本人が20年、妻が20年で常時従事されています。</p> <p>農機具は、耕運機を1台所有し、申請地では露地野菜を栽培される計画です。</p> <p>申請地は、譲受人の自宅横にあり、譲受人の畑と一体で管理ができることから取得後も合理的に耕作できると認められます。</p> <p>また、周辺地域の農業に支障はなく、申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
<p>事務局 (北田)</p>	<p>No.11 申請内容は議案書のとおりです。</p> <p>譲渡人は兄弟で農地を相続により取得し、これまで草刈りなど農地の管理に務めてきましたが、いずれも遠方で高齢となり負担になってきた事から近隣に住む譲受人へ売買することになり、申請に至ったものでございます。</p> <p>譲受人の現在の耕作面積は6aで、取得後の耕作面積は16aとなります。</p> <p>農作業歴は本人が20年で常時従事されており、農機具は、トラクター・コンバインを各1台所有されています。</p> <p>申請地の現況は畑であることから、露地野菜を栽培する計画で、譲受人の自宅から徒歩で5分ほどにあることから取得後も合理的に耕作できると認められます。</p> <p>また、周辺地域の農業に対して支障はなく、申請農地かかる借受人はおりません。</p>
<p>事務局 (北田)</p>	<p>No.12 申請内容は議案書のとおりです。</p> <p>譲渡人はこれまで営農組合に耕作を依頼してきましたが、高齢となり今後の事を考え、近所に住む譲受人へ売買することになったものでございます。</p> <p>譲受人の現在の耕作面積は150aで、取得後の耕作面積は187aとなります。</p> <p>農作業歴は、本人が30年、息子と娘が25年で常時従事されています。</p> <p>農機具は、田植え機・トラクター・コンバインを各1台所有し、申請地では水稻を作付される計画です。</p> <p>申請地は、譲受人の自宅から100mほどにあり、これまでは割り田になっていたことから、申請をするにあたり隣接地の農地所有者立会のもと、境界を定め畔も設置されており、取得後も合理的に耕作できると認められます。</p> <p>また、周辺地域の農業に対して支障もなく、申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
<p>事務局 (北田)</p>	<p>No.13 申請内容は議案書のとおりです。</p> <p>譲渡人は農地を相続により取得しましたが、遠方で農地の管理ができないことから申請地近くに自宅がある譲受人へ売買することになったものです。</p>

	<p>譲受人の現在の耕作面積は81aで、取得後の耕作面積は94aとなります。 農作業歴は、本人が50年、子が10年で常時従事されております。</p> <p>農機具は、耕運機とトラクターを各1台所有され、申請地では水稲と露地野菜を栽培する計画で、申請地は、譲受人の自宅前にあることから取得後も合理的に耕作できるものと認められます。</p> <p>また、周辺地域の農業に対して支障もなく、申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局 (北田)	<p>No.14 申請内容は議案書のとおりです。 譲渡人と譲受人は親戚関係にあたります。農地を相続した譲渡人が農業に従事しておらず、相続を受けた10年ほど前から申請地では譲渡人が水稲を耕作してきたことから、今回贈与する事になったものでございます。</p> <p>譲受人の現在の耕作面積は62aで、取得後の耕作面積は111aとなります。 農作業歴は、本人が40年で常時従事されています。</p> <p>農機具は、トラクターと田植え機・コンバインを各1台所有されており、申請地の現況は田であることから水稲を作付される計画です。</p> <p>申請地は、譲受人の自宅から5分ほどにあり、これまでも譲受人が水稲を耕作されてきたことから、取得後も効率的に耕作できると認められます。</p> <p>また、周辺地域の農業に対して支障もなく、申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局 (北田)	<p>No.15 申請内容は議案書のとおりです。 No.14と同様、10年ほど前に農地を相続した譲渡人が農業に従事しておらず、申請地は、以前より譲受人の所有農地と1枚の田んぼとなっている事から申請に至ったものでございます。</p> <p>譲受人の現在の耕作面積は68aで、取得後の耕作面積は70aとなります。 農作業歴は本人が50年で、常時従事されています。</p> <p>農機具は、トラクターと田植え機・コンバインを各1台所有されており、申請地では水稲を作付される計画です。</p> <p>申請地は、譲受人の自宅裏にあることから、取得後も効率的に耕作できると認められ、周辺地域の農業に対して支障もなく、申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局 (北田)	<p>No.16 申請内容は議案書のとおりです。 譲受人は遠方で農地の管理ができず、農地の一部をこれまで譲受人が耕作されてきたことから引き受けることとなり、申請されたものでございます。</p> <p>譲受人の現在の耕作面積は622aで、取得後の耕作面積は664aとなります。 農作業歴は、本人が30年、子が10年で常時従事されています。</p> <p>農機具は、トラクター・田植え機・コンバインを各1台所有されており、申請地では水稲と露地野菜を栽培される計画です。</p> <p>申請地は、譲受人の自宅から車で5分程度であり、周辺で耕作されていることから取得後も効率的に耕作できると認められます。</p> <p>また、周辺地域の農業に対して支障もなく、申請農地にかかる借受人はおりません。 以上です。</p>
議 長	<p>只今の説明に関連して、依那古地区、神戸地区、柘植地区、西柘植地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p>
藤室委員	<p>No.8 依那古です。 先般、25日に現地立会を行いました。</p> <p>これにつきましては、私も同じ地域でございますので、両名につきましては、母屋・隠居の関係にあたりまして、昔は、隠居をする時に土地をもらって隠居したというような事ですけども、今回、いろいろあって母屋の方にその土地を返すという形でございます。</p> <p>譲受人も農業を一生懸命やってくれている方でございますので、引き続いてやってくれると思います。</p>

藤室委員	次のNo.9ですが、これ先般、新規面談を行いました。 現状は、柿の木が植わっておる訳ですけど、その柿の木の空いた所に野菜を作るという事です。 機械もお持ちという事で、軽四(軽トラ)も持っているので、やっていただけると判断をしております。
松永委員	No.10 神戸地区です。 当該地は、譲受人の家の裏の畑でして、譲渡人と譲受人はすぐ隣同士で現在、譲渡人は大阪の方に行っておられまして、当該地は、ほとんどが譲受人が管理されているという事で、この際、譲渡するという事です。 譲受人は年配の方ですが、元気です、畑をする機械もあり、問題はないと判断いたしましたので、よろしくお願ひいたします。
福岡委員	No.11、No.12、No.13については、いっしょに説明させていただきます。 No.11の方もNo.12、No.13の方も後継者がいない。または、遠くに住んでいるという現状でございまして、事務局と関係者一同が26日に説明を受けました。 事務局の説明で間違いはございません。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
田中委員	No.14 西柘植地区です。 先ほど事務局から説明がありましたように、1月30日に現地確認をさせていただきました。 譲受人と譲渡人は親戚同士で、地元で耕作をしないという事で譲受人に譲渡するという事です。 No.15です。 このNo.15の方も事務局から説明のあったとおり、1月30日に現地確認をさせてもらいました。 譲受人の家の裏の田んぼという事で、以前から耕作していたという事で問題はございません。 No.16は、地元の譲渡人が遠方に住んでおられますので、元々譲受人が耕作をされていたという事で、今回の申請となりました。 これも、1月30日に現地の方で確認させてもらいました。以上です。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議長	議案書第1号 No.8～No.16について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	議案第1号 No.8～No.16について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.8～No.16については、原案のとおり許可することに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第1号 No.17～No.23について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局(岡嶋)	No.17 申請内容については総会資料のとおりです。 譲受人の現在の耕作面積は851aで、取得後の耕作面積は891aとなります。 農作業歴は、本人が5年で農作業に従事しております。 農機具は、田植え機・コンバイン・トラクター・乾燥機をそれぞれ1台所有されており、取得後は水稻を耕作されます。 申請地はすべて自宅から5分程度と近隣であり、周辺でも多数耕作されていることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はなく、申請農地かかる借受人はおりません。 本日、地元府中地区の農業委員さんは欠席されておりますが、1月26日の現地立会時に問題はないとの事を伺っておりますので、併せて報告をいたします。

<p>事務局 (勝本)</p>	<p>No.18 詳細は議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積はなく、また、申請地が農用地であったことから新規営農面接審査を行いました。</p> <p>タイ国籍の方で、永住権を取得されております。 申請地の近くで親族(姉)が営農されており、その手伝いを10年ほど行っていました。今回、その姉の紹介で、申請地の取得を行うに至った次第です。</p> <p>水稻及び野菜を作付される計画で、自家消費及びご自身が経営されているタイ料理店(平野にある〇〇というお店)で使用するとのことです。</p> <p>農機具は、田植え機・トラクター・コンバインを各1台リースにて利用される予定です。</p> <p>通作距離に支障もなく、取得後も効率的に耕作できると認められます。 また、周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請地にかかる借受人はおりません。</p>
<p>事務局 (勝本)</p>	<p>続きまして、No.19、No.20につきましては、譲受人が同一ですので、併せて説明させていただきます。</p> <p>譲受人の現在の耕作面積は1,620aで、取得後の耕作面積は1,878aとなります。 譲受人は、平成27年に設立された農地所有適格法人で、役員2名中、2名が常時従事し、農機具は、田植え機を1台、トラクターを5台、コンバインを2台所有しています。 水稻及び野菜を作付される計画です。</p> <p>申請地は、事務所から車で5分程度であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請地にかかる借受人はおりません。</p>
<p>事務局 (勝本)</p>	<p>No.21 詳細は議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積は276aで、取得後の耕作面積は369aとなります。</p> <p>農作業歴は、本人が40年、妻が40年、子が20年で常時従事しています。 農機具は、田植え機・トラクター・コンバインを各1台所有しています。 水稻を作付される計画です。</p> <p>申請地は、自宅から500mほどであることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。</p> <p>周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
<p>事務局 (山出)</p>	<p>失礼します。No.22 明細については総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積はなく、取得後の耕作面積は10aとなります。</p> <p>農作業歴は、本人が1年、妻が0で、本人と妻が常時従事しています。 また、譲受人はベトナム国籍の方で、2024年に技術・人文知識・国際業務の資格を持ち、日本に在留されている方で、今回の申請にあたっては、農地法の資格要件を満たしていることを確認しております。</p> <p>営農計画書によりますと、農機具については耕運機を1台所有しており、必要に応じてトラクターを購入する予定です。</p> <p>申請地につきましては、1年ほど前に空き家を購入。今回、その空き家に付随する農地を購入し、露地野菜や果樹を作付する計画です。</p> <p>また、当該地に200㎡未満の農業用施設用地が存在するため、農地法に伴う農地転用の届出も提出いただいております。</p> <p>今回の申請につきましては、譲渡人の方が市外へ転居に伴う空き家購入の際に付随している農地を譲り受けるもので、申請地も譲受人の家の横にあり、また、空き家を購入した時からその農地を耕作していたこともあり、取得後も効率的に耕作できると認められ、周辺地域の農業に対して支障はなく、申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
<p>事務局 (山出)</p>	<p>続きまして、No.23 詳細については議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積は94aで、取得後の耕作面積は197aとなります。</p>

	<p>農作業歴は、本人が10年、父が20年、母が10年で、本人及び両親が常時従事する予定です。</p> <p>今回の申請につきましては、譲渡人が高齢で農作業が困難になり、農地の管理ができなくなったため、以前からその農地を借りて耕作していた譲受人が農地を取得し、継続して耕作することとなり、申請に至ったものです。</p> <p>農機具については、トラクター・コンバイン・スプレーヤー・運搬車等を所有し、梨を作付しております。</p> <p>申請地は、譲受人の経営する〇〇の販売所の前にあり、周囲でも梨を生産していることから効率的に活用できると認められ、周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。 以上です。</p>
議 長	<p>只今の説明に関連して、三田地区、友生地区、猪田地区、中瀬地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p>
森田委員	<p>三田の方なんですけど、関係者一同で立会を行い、特に問題はなかったという事です。事務局の説明のとおりで間違いありません。 審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
大田委員	<p>No.18の友生です。 詳細については、事務局より説明のあったとおりなんですが、この件に関しましては、譲渡人の〇〇さんの実家で、空き家になっていた家と土地、隣接する田畑を同時に購入されて、その隣接する田畑で先ほど説明のありましたとおり、ご姉妹で経営するお店で提供する野菜や米を作りたいという事で、ご姉妹も同じ下友生で営農をされておりますので、間違いなく耕作されて行くものと判断しておりますので、何ら問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p>
川口委員	<p>28日に関係者一同で現地立会を行いました。 別段、問題はございませんでした。よろしくをお願いいたします。</p>
西田委員	<p>はい、No.22 中瀬です。 この方、ベトナムの方で事務局の説明のように在留資格を持っているという事で、今後、日本に永住するつもりとの話も聞いております。 現地も見させていただきましたけど、今も畑を耕作されているようで、きれいにされておりますので、大丈夫だと思います。</p> <p>.....</p> <p>続いて、No.23です。 これも、譲受人が以前から借地で作業をしております、今回、新たに買い受けるという事でございます。 以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 ご意見ございませんか。</p>
議 長	<p>はい、ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。</p>
議 長	<p>議案第1号 No.17～No.23について、一括して採決することにご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし</p>
議 長	<p>議案第1号 No.17～No.23について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
一 同	<p>挙 手</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.17～No.23については、原案のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>議案第2号 No.1～No.2について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局 (矢野)	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を説明いたします。 総会資料8ページです。</p>

	<p>No.1 明細については議案書のとおりです。 申請地は、馬場の集落内、〇〇さんの実家の目の前の土地にあたりまして、農業振興地域内の農業用施設用地となっておりますが、転用目的が農業用倉庫なので問題はありません。</p> <p>申請農地は、122㎡ですが、後に出てきます農地法第5条のNo.1と他に宅地を含めまして全体の面積としては、161.64㎡となります。</p> <p>施設の概要については、先ほど言いました農業用倉庫の建築ですが、すでに昭和51年に建築済みであったため、始末書が添付されています。</p> <p>取水・汚水はなく、雨水につきましては、敷地内に集水桝を設けており、南側の既存水路に放流しております。</p> <p>現地は、境界確定も行っており、隣接農地に対して支障はありません。 すでに倉庫敷地となっているため、新たな資金も発生いたしません。</p> <p>隣接する土地所有者には内容を説明済みであり、周辺農地に対して支障もありません。</p>
事務局 (矢野)	<p>続きまして、No.2 明細は総会資料のとおりです。 申請地は、丸柱にございます〇〇さんの北約200mほどに位置し、周囲の状況から第2種農地に該当します。</p> <p>施設の概要については、〇〇さんの来客用駐車場でございます。 申請人は個人となっておりますが、〇〇さんの役員でもあり、会社と個人での土地の貸借契約も締結されています。</p> <p>申請農地は、1, 225㎡ですが、昨年、2月に許可をいたしました別の〇〇さんの駐車場5, 956.03㎡に隣接する農地でありまして、拡張をする目的でありまして、全体面積としては、合わせて7, 181.03㎡となります。</p> <p>取水・汚水はなく、雨水は自然浸透及び既設水路に放流をいたします。</p> <p>資金計画につきましても証明書が添付されており、必要な資金が確保されていることを確認しております。</p> <p>現状、まだ来客用の駐車場が不足している状態でありまして、既存の駐車場に隣接していることから、利便性も良く、今回の転用はやむを得ないものと判断いたします。</p> <p>隣接する土地所有者には内容を説明済みで、周辺の農地に対して支障はありません。</p> <p>なお、本日、河合・丸柱地区担当の農業委員さんは欠席ですけれども、こちら、現地確認のうえ問題なしという事の意見をいただいておりますので、ご審議よろしく願いいたします。 以上です。</p>
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	はい、ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議長	議案第2号 No.1～No.2について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	議案第2号 No.1～No.2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」No.1～No.2については、原案のとおり許可相当とすることに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	議案第3号 No.1～No.9について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (矢野)	失礼します。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。 総会資料9ページにあたります。

	<p>No.1 明細については議案書のとおりです。 申請地は、農地法第4条のNo.1で説明いたしました農業用倉庫敷地への入口部分にあたります。</p> <p>こちらにつきましても、農業振興地域内の農業用施設用地ではありますが、農業用倉庫敷地の一部ですので、転用は問題ありません。</p> <p>先ほどの4条案件と宅地を含め、全体面積は161.64㎡となります。 施設の概要は、先ほど申しあげましたとおり、4条案件の農業用倉庫の入り口部分であり、すでに倉庫敷地となっているため、始末書が提出されております。</p> <p>取水・汚水はなく、雨水は敷地内に集水桝を設けて南側の既設水路へ放流しております。すでに倉庫敷地となっているため、新たな資金も発生いたしません。</p> <p>隣接する土地所有者には内容を説明済みであり、境界確定も行っており、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
<p>事務局 (矢野)</p>	<p>続きまして、No.2 明細は総会資料のとおりです。 申請地は、丸柱にございます〇〇さんの北約50mほどに位置する農地でありまして、周辺の状況から第2種農地に該当します。</p> <p>施設の概要は、〇〇さんの来客用の駐車場及び来客用の公園でございます。</p> <p>申請人は、個人ですが、〇〇の役員でもあり、会社と個人で土地の貸借契約も結ばれております。</p> <p>申請地は、44㎡ですが、隣接のため池を含め、全体面積は1,624.37㎡となります。 内訳は、公園が907.49㎡、駐車場が13台分で716.88㎡となっております。</p> <p>隣接のため池につきましては、周囲に供給している田んぼも無く機能しておらず、区長同意のもと用途廃止届がすでに提出されています。</p> <p>また、敷地内の一部に伊賀市名義の土地が含まれていましたが、こちらも、市と境界確定が行われ、共有財産用途廃止申請書も受理されております。</p> <p>土地造成につきましては、隣の〇〇さんの既存の駐車場の高さに合わせて盛土を行いますが、盛土規制法の手続きは不要であることをすでに確認しております。</p> <p>取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透及び敷地内に水路を新設し、既存水路へ放流する予定です。</p> <p>資金計画につきましても証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しております。</p> <p>法人の施設の目の前にある土地で、機能していないため池を廃止することによって、環境整備にもなり、憩いの場として距離的に利便性も良く、既存駐車場に隣接していることから駐車場不足の解消にもなるため、今回の転用はやむを得ないものと判断します。</p> <p>なお、隣接する土地所有者には内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
<p>事務局 (矢野)</p>	<p>No.3 明細は総会資料のとおりです。 申請地は、丸柱地区市民センターのすぐ東隣の農地にあたりまして、周辺の状況から第2種農地に該当します。</p> <p>施設の概要は、店舗の建築及びそれに伴う駐車場8台分の整備です。</p> <p>譲受人は、イチゴの栽培を行っておりまして、そちらを使ったジェラートや焼き菓子を販売する店舗を建築する予定です。</p> <p>取水は直近の道路埋設管から引き込み、汚水は浄化槽を設置して既存の排水路へ放流する予定です。</p> <p>雨水も同じく、既存排水路へ放流する予定です。</p> <p>資金計画につきましては、証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。</p> <p>申請地は、遊休農地となっており、主要道路からも近くて店舗経営の立地条件も良く、今回の転用はやむを得ないものと判断いたします。</p>

	<p>なお、申請地の奥には田んぼが残っているんですけども、土砂流出が生じないよう防護工事を行い耕作道も確保されていることから、周辺の農地の耕作に支障はありません。</p> <p>また、隣接する農地所有者には事業内容を説明済みであり、問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
事務局 (北田)	<p>No.4です。申請内容は議案書のとおりです。</p> <p>申請地は、下郡市民館から南西に400mほどで、譲受人の敷地の隣にあります。</p> <p>一筆の農地のうち、申請にかかる駐車場部分を分筆し、申請地は、令和7年11月18日に農用地区域内農地から除外されております。</p> <p>土地改良事業の施行にかかる区域内にある農地であることから、第1種農地となりますが、既存施設の拡張であり、既存施設の敷地面積の1/2を超えないものであることから、不許可の例外に該当し、転用に問題はございません。</p> <p>譲受人が所有する境内用駐車場が手狭であることから譲渡人に寄付してもらうこととなり、申請されたもので5条申請にあたり議案書1ページの報告第1号のNo.4のとおり賃貸借の合意解約も提出されており、今回の転用はやむを得ないと判断します。</p> <p>工事計画は、令和8年10月1日～令和9年4月30日までの予定です。</p> <p>土地造成については、90cm程度の盛土工事を行う予定で、鉄筋コンクリートの柵板を設置し、隣接地への土砂の流出を防止します。</p> <p>取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透する計画です。</p> <p>資金計画については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る預金通帳の写しが提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。</p> <p>隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
事務局 (北田)	<p>No.5 申請内容は議案書のとおりです。</p> <p>申請地は、伊賀市所から北東へ2.1kmほどに位置し、第2種農地に該当します。</p> <p>申請法人の株式会社〇〇は、平成25年に設立された法人で、不動産の売買、賃借、所有及び管理運用に関する事業などを営んでいます。</p> <p>申請地は、長年耕作放棄地となっており、申請法人の不動産業務拡大に伴い、所有不動産にかかる鉄骨などの建設用資材を保管する資材置場が必要になった事から、申請されたものでございます。</p> <p>境界立会と測量のうえ、申請地と一体利用される赤道や二線引き畦畔の取得など、必要な手続きもされており、今回の転用はやむを得ないと判断します。</p> <p>工事計画は、許可日から令和8年3月31日までの予定です。</p> <p>土地造成は整地のみで現況を維持し、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透する計画です。</p> <p>資金計画については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る預金通帳の写しが提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。</p> <p>隣接する土地所有者及び土地改良区・地元関係者へは申請内容を説明済みであり、周囲に農地もなく、周辺農地に対して支障はありません。</p>
事務局 (北田)	<p>No.6 申請内容は議案書のとおりです。</p> <p>申請地は、伊賀支所から北東へ2.2kmほどに位置し、第2種農地に該当します。</p> <p>申請法人は、平成15年に設立され、再生可能エネルギー発電所の設置及び運営に関する事業等を営んでいます。</p> <p>申請地は、長年耕作放棄地となっており、譲受人が譲渡人に太陽光発電施設として利用したいと申し出たところ、了承したことから申請されたものでございます。</p> <p>工事計画は、許可日から令和8年6月末日までの計画で、太陽光パネルを950枚設置いたします。</p> <p>土地造成は整地のみ取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透する計画です。</p> <p>資金計画については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る預金通帳の写しが提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。</p>

	<p>また、本申請は、再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用するものであることから、再生エネルギー特別措置法に基づく事業計画認定通知書が提出されており、経済産業省で事業計画が認定されていることを確認しております。</p> <p>伊賀市太陽光発電設備設置に関する指導要綱に基づく事前協議もなされており、隣接する土地所有者及び土地改良区、地元関係者には申請内容を説明済みであり、周囲に農地もなく、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
事務局 (勝本)	<p>No.7 詳細は議案書のとおりです。議案書10ページです。</p> <p>申請地は、三訪小学校(旧三田小学校)から東に200mほどに位置した第3種農地と判断します。</p> <p>譲受人の株式会社〇〇は、昭和41年7月20日に設立され、主に太陽光発電事業を行っている会社です。</p> <p>施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。</p> <p>申請地は、譲渡人と譲受人が太陽光発電施設として利用する事を了承したものであり、転用はやむを得ないものと判断します。</p> <p>土地造成は整地のみで取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透の計画です。</p> <p>また、周囲にフェンスを設置し、太陽光パネルを101枚設置。フィット法によらない太陽光発電施設となっております。</p> <p>工事計画は、令和8年4月15日から令和8年5月15日までの計画となっております。</p> <p>資金計画につきましては、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しております。</p> <p>隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に対して支障はありません。</p>
事務局 (山出)	<p>続きまして、No.8 詳細につきましては議案書のとおりです。</p> <p>申請地は、津地方法務局伊賀支局から北へ350mほどに位置する土地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地に該当します。</p> <p>申請法人は、令和4年5月に設立された法人で、住宅の販売、不動産の売買及び仲介を行っています。</p> <p>申請の概要は、住宅3棟分の分譲地の造成で、1区画あたり215㎡となります。</p> <p>用途地域が定められた旧市街化区域内の農地で、住宅地と整備された団地内の農地であることから、今回の転用はやむを得ないものと判断します。</p> <p>土地造成については、整地のみで切土盛土は行いません。取水は伊賀市上下水道を利用、汚水雑排水は浄化槽を利用、雨水は自然浸透及び既設雨水管に接続し処理します。</p> <p>資金計画については、銀行の融資見込証明書も提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。</p> <p>また、隣接する土地関係者にも申請内容を説明済みであり、周辺地域の農業に対して支障はありません。</p>
事務局 (山出)	<p>続いて、No.9 詳細については議案書のとおりです。</p> <p>申請地は、中瀬地区市民センターから北西へ約600mに位置する土地で、農用地区域内農地であるが、申請にかかる農地を農業用施設用地として農業振興に資する施設として供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで、当該農地を供することが必要と認められることにより、令和7年12月26日に用途区分の変更を行っております。</p> <p>また、報告第2号のNo.1で報告のありましたとおり、使用貸借契約の解除もなされております。</p> <p>申請の概要につきましては、昭和41年から一部農作業用倉庫として利用していたことから、始末書が添付されております。</p>

	<p>また、今回、残りの部分について、作業員等の駐車場が不足になったことから、駐車場用地として利用する計画で、今回の転用はやむを得ないものと判断します。</p> <p>土地造成は整地のみで取水・汚水はなく、排水は雨水のみで自然浸透及び既設水路に放流し、処理をします。</p> <p>資金計画については、自己資金で行うこととなっており、銀行の預金残高が証明できる書類も提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。</p> <p>また、隣接する土地関係者にも申請内容を説明済みであり、周辺地域の農業対して支障はありません。</p>
事務局 (矢野)	<p>何度もすいません。</p> <p>No.1～No.3の河合・丸柱地区の案件につきましては、農業委員さん欠席ですが、現地立会のもと、問題なしという事でご意見をいただいておりますので、ご審議よろしくお願ひいたします。 以上です。</p>
議 長	<p>只今の説明に関連して、依那古地区、柘植地区、猪田地区、上野地区、中瀬地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願ひいたします。</p>
藤室委員	<p>No.4 依那古です。</p> <p>譲受人は、神社という事で、最終、お参りに来る方は車で来る方が多くなってきておまして、車を停めるのに非常に苦慮している状態でございまして、たまたま隣接の田んぼの方が氏子さんで、農地の一部を譲ってくれるような話になりましたので、今回に至った訳でございます。 よろしくお願ひいたします。</p>
福岡委員	<p>No.5 柘植地区です。</p> <p>1月16日に関係者一同事務局の説明を受けました。事務局の説明のとおりで間違いございません。</p> <p>No.6も同日に行いまして、関係者一同で立会を行いました。これも、事務局の説明のとおりで間違いございません。</p> <p>よろしくご審議お願ひいたします。</p>
森田委員	<p>No.7の太陽光なんですけど、耕作放棄地でソーラーになるのは仕方がないと思います。問題はありませんでした。 審議をよろしくお願ひいたします。</p>
玉岡委員	<p>No.8につきましては、1月28日に現地確認を関係者一同で行いました。</p> <p>先ほど事務局からのご説明のとおりでございまして、隣接する所有者の了解もいただいております、また、工事に関しても何ら問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。</p> <p>すいません、中瀬地区を忘れていました。 申し訳ありません。</p>
西田委員	<p>No.9 中瀬です。</p> <p>〇〇の梨の選果場の駐車場が足りなくて、今回、従業員用の駐車場として転用するという計画です。 よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。 ご意見ございませんか。</p>
西田委員	<p>No.5ですけど、広い7,500㎡ほどの駐車場ですけど、この中に赤道とか二線引き畦畔とかがあると思うんですが、その辺の扱いというのは、どちらかで？これ、造成もされるんですよね。</p>
事務局 (北田)	<p>赤道等については、市に取得する手続きを進めておりますし、二線引き畦畔については、財務省、東海財務局になりますので、その手続きも進めています。</p> <p>現状は、たくさんの田んぼがあるように見えるんですけども、現状は、長年耕作放棄地となっていたので、既にほぼ雑種地のような状態になっておまして、結局、触ることなく、進入路だけ少し整備をする程度で、そのまま使用するような形と聞いております。</p>
西田委員	<p>例えば、この周辺の農地をやっている方に影響はないの？</p> <p>この中の赤道を通過して作業している方が通れなくなるのでは？ そんな事はないの？</p>

事務局 (北田)	ここだけの団地と言いますか、集団になっておりまして、ここが少し窪地のような形になっておりまして、もうすでに影響があるのは、実際のところ、今回取得される部分だけの状況となっております。
西田委員	ちなみに、こういった造成をする場合、行政の方でどこの部署が見るなど、開発なら開発の部局が見るだろうけど、これ、開発じゃないから行政でのチェックする機関はないんですか。
事務局 (北田)	今、おっしゃってくれたように関係法令に引っかかってくる部分については、チェックをする機関もあろうかと思いますが、例えば、よくあるのが言っていたような開発の関係であれば開発部局ですが、今回は資材置場でありますので、開発にもかからない。 例えばですね、昨年からは盛土規制法ですね、盛土等をするのであれば盛土規制法の担当、基本的には県になるんですが、県の許可であったりとか、そういったものが必要になってきますが、今回は盛土もされないという事で、基本的には、伊賀市の土地利用条例というのがありますので、その部局に届け出をしていただくという事で、申請者の方が届け出をされることを確認しています。
西田委員	土地利用条例というのはどういう事なの？ どう、チェックするの？
事務局 (北田)	基本的には届出になるので、家を建てるであつたりの1,000㎡以上の申請については、土地利用条例の中で、用途が定められてあつたりとかの基準がありますので、そこで届出等の手続きが必要となり、していただく事になります。
西田委員	用途に適合しているかどうかという事？
事務局 (北田)	そうですね。基本的に、じゃあ、その中で開発にかかるものであれば、開発の手続きをしていきます。
西田委員	用途に適合していて、形状の変更をする場合、そういう事をチェックするとすれば農地法しかないの？
事務局 (北田)	今回の申請であれば、土地利用条例の届出と農地法の許可申請という形になってくると思います。 建物を建てるという事になってくると、別の話になってきますけど・・・
西田委員	今回は、建物はないからね。開発にもかからないし、協議する場面がないんですけど、大規模な盛土とかだったらね、盛土の条例が関係してくるとい事ですよ。
事務局 (北田)	10,000㎡(1ha)を超える場合であれば、農地法の中では、水利計算書なりを添付していただく必要があるんですけど、今回は、10,000㎡(1ha)未満という事で、そのような書類等の添付は不要となっております。
西田委員	はい、わかりました。
議長	よろしいですか。ちなみに、これ、担当課はどこになるの？
事務局 (北田)	開発指導室になります。
議長	はい、わかりました。他にございませんか。
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議長	議案第3号 No.1～No.9について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし
議長	議案第3号 No.1～No.9について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～No.9については、原案のとおり許可相当とすることに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第4号「非農地証明下付願」についてを議題といたします。

議 長	議案第4号 No.1～No.4について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (矢野)	はい、失礼いたします。 議案第4号「非農地証明下付願」について説明いたします。 総会資料11ページでございます。 No.1 明細については、総会資料のとおりです。 申請地は、旧アリジカントリークラブゴルフ場の東に約500mほどに位置する山の中にある農地でございます、第2種農地に該当いたします。 当該農地は、平成11年ごろに植林し、現在も山林として利用されております。 周辺の状況や木の太さから20年以上は経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難で、周囲に影響はなく、非農地として問題はないと判断いたします。
事務局 (北田)	No.2 申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、名阪国道下柘植ICから東へ1.3kmほどに位置し、第2種農地に該当します。 当該農地は、平成8年に植林され、申請には木の幹が直径30cm程度の写真が添付されております。 現地調査でも山林として利用していることを確認し、農地に戻すことは困難であり、周囲に影響はないことから、非農地として問題はないと判断いたします。
事務局 (北田)	No.3 申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、名阪国道下柘植ICから北東へ500mほどに位置し、第2種農地に該当します。 当該農地は、平成16年に平屋建ての倉庫が建築され、申請には建築年が確認できる証明資料が添付されております。 また、現地調査でも宅地として利用していることを確認し、農地に戻すことは困難であり、周囲に影響はないことから、非農地として問題はないと判断いたします。
事務局 (勝本)	No.4 詳細は議案書のとおりです。 申請地は、三訪小学校(旧三田小学校)から南西に200mほどに位置した第3種農地と判断します。 当該農地は、昭和62年に家屋を建築し、現在も宅地として利用しております。 課税明細書から建築年も確認でき、20年以上経過していることから、当該地を農地に戻すことは困難で、周囲に影響はなく、非農地として問題ないと判断します。以上です。
議 長	只今の説明に関連して、花垣地区、西柘植地区、三田地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
中原委員	No.1 花垣です。 事務局の説明のとおりで、現状としては山林化しているので、ご報告いたします。
田中委員	No.2 西柘植です。 1月30日に現地確認をさせていただきました。先ほど事務局から説明のあったとおりで、休耕田であったところを植林して、枝打ちなどして管理はされているという事で、よろしくお願 いいたします。 No.3です。 これも同じ人ですが、事務局の説明のあったとおり倉庫として建てたという事で、やむを得ないという事でよろしくお願 いいたします。
森田委員	No.4 三田です。 事務局の方の説明どおりで問題ありません。審議のほどよろしくお願 いいたします。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	はい、ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議 長	議案第4号 No.1～No.4について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし

議長	議案第4号 No.1～No.4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明下付願」について、No.1～No.4については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。
議長	続きまして、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案」についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局 (矢野)	はい、失礼します。 内容の説明の前に、まず、今回の利用権設定の中に新規営農者に該当する者がいますので、まず、そちらを説明させていただきたいと思っております。 議案書20ページ～22ページのNo.40～No.44について、こちらの譲受人につきましては、耕作面積が0aで、借入地が農用地であったために事業計画書が提出され、2月2日に新規面談を行い承認をいただいております。 こちらの方は、年齢が34歳で2年前までは東京の方でサラリーマンをしていました。ただ、ロシアのウクライナ侵攻の影響により、自動車部品の輸出等ができなくなりまして、以前から興味があった農業を目指すこととなりました。 兵庫県の農業法人で稲作を1年間学んだのですが、自分のやり方が大規模農業にむいていないと感じ、個人経営で有機農業を目指すこととし、NPO法人であります「〇〇」に参加をしております。 この度、そこの先輩が病で倒れたこともあり、その農地を引継ぐ形となったために、今回の申請が提出されております。 農作業歴は本人が2年で、本人が常時従事します。キュウリやなす、小松菜、ナッツ、玉ねぎ、レタス、つるむらさきなどさまざまな野菜を現在も作付中で、主にコープ等に販売をしております。 機械につきましては、播種機を先輩から引き継いでおり、トラクターや軽トラなどは法人で共同利用をしていますが、今後、必要に応じて購入をする予定となっております。
事務局 (勝本)	続きまして、もう一人いらっしゃいまして、議案書56ページ～58ページの花垣地区No.93～No.96につきましても新規営農面接者にあたりまして、2月2日に新規営農面接を行いました。 譲受人は、祖父が農地を借り受け、現在、ブルーベリーを栽培している農地を引き継ぎまして、それを継続してブルーベリーを栽培する予定です。 祖父から営農指導も受けられ、農機具は耕運機1台を所有している状況でございます。
事務局 (勝本)	それでは、総会資料12ページをご覧ください。 議案第5号「農用地利用集積等促進計画について」をご説明いたします。 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第3項の規定により、伊賀市長より農用地利用集積等促進計画の決定を求められております。 利用権設定された土地が新規設定67件、再設定5件で田:109筆、畑:23筆、計画面積の合計が222,989㎡となります。 それでは、詳細について朗読させていただきます。 議案書18ページ 古山地区 整理番号 37～38 2件 筆数 2筆 面積 4,924㎡ 議案書19ページ 阿保地区 整理番号 39 1件 筆数 1筆 面積 3,806㎡ 議案書20～23ページ 花垣地区 整理番号 40～45 6件 筆数 8筆 面積 21,525㎡ 議案書24～25ページ

	河合地区 整理番号 46~47 2件 筆数 3筆 面積 8,083㎡ 議案書25~26ページ
	靱田地区 整理番号 48~49 2件 筆数 6筆 面積 9,448㎡ 議案書26ページ
	玉瀧地区 整理番号 50 1件 筆数 1筆 面積 2,242㎡ 議案書28~31ページ
	靱田地区 整理番号 51~56 6件 筆数 16筆 面積 24,993㎡ 議案書32~33ページ
	依那古地区 整理番号 57~58 2件 筆数 2筆 面積 3,670㎡ 議案書34~35ページ
	西柘植地区 整理番号 59~60 2件 筆数 4筆 面積 10,632㎡ 議案書36~42ページ
	壬生野地区 整理番号 61~70 10件 筆数 24筆 面積 27,167㎡ 議案書43~50ページ
	府中地区 整理番号 71~85 15件 筆数 10筆 面積 52,378㎡ 議案書52~53ページ
	花之木地区 整理番号 86~89 4件 筆数 5筆 面積 9,043㎡ 議案書54ページ
	長田地区 整理番号 91~92 2件 筆数 4筆 面積 5,894㎡ 議案書55ページ
	猪田地区 整理番号 92 1件 筆数 1筆 面積 1,499㎡ 議案書56~57ページ
	花之木地区 整理番号 93~96 4件 筆数 5筆 面積 3,567㎡ 議案書59ページ
	友生地区 整理番号 97 1件 筆数 2筆 面積 3,828㎡ 議案書60~65ページ
	猪田地区 整理番号 98~105 8件 筆数 12筆 面積 24,358㎡ 議案書66ページ
	島ヶ原地区 整理番号 106 1件 筆数 2筆 面積 2,484㎡ 議案書67ページ
	中瀬地区 整理番号 107~108 2件 筆数 4筆 面積 3,448㎡
	以上の農用地利用集積等促進計画の内容は、権利の設定を受けた後において、備えるべき農用地のすべてを効率的に利用し、また、必要な農作業についても従事すると認められ、農地中間管理事業に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしております。 以上が農用地利用集積計画の説明となります。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	はい、ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

議長	議案第5号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一同	挙手
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案」については、計画案のとおり意見の決定をすることといたします。
議長	以上で本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。
議長	続きまして、事務局から連絡等がありますか。
事務局長 (前川)	はい、失礼します。 皆様のお手元に3枚資料をお配りさせていただいています。 まず、1点目なんですけども、令和8年度伊賀市農作業賃金基準表でございます。 これにつきましては、先月の総会の中でみなさんにご審議いただいて、決定したものでございまして、これにつきましては、3月の広報「いが」の方に掲載をさせていただきます。それと同時にですね、市のホームページにおきましても、3月1日から公表させていただきますので、ご認識の方よろしくお願ひいたします。 それと、その次に令和8年度総会開催日及び申請書等提出締切日として、これにつきましてもですね、3月の広報「いが」の方に掲載をさせていただくと同時に、市のホームページの方でも3月1日に公表させていただきますので、お知らせさせていただきます。 それから、もう1枚ございまして、令和8年度新規営農面談会開催日という事で、これについても、1年間のスケジュールを決めたくうえで、これについてはですね、広報等ではお知らせはさせてもらってはないんですけど、一応、年間スケジュールが決まっていますという事をお知らせさせていただきます。 それと、もう1点なんですけど、13日の視察研修のことで山出副参事の方から連絡させていただきます。
事務局 (山出)	はい、失礼します。 先般、委員の皆様方にご案内をさせていただきました視察研修の件でございますけども、もう、今週の金曜日ということで人数も確定いたしましたので、今回12名の委員さんにお出向をいただくこととなっております。 ご案内にもありましたように、13日の午前9時に市役所の玄関前にご集合いただきまして、9時30分に出発という事で予定をしております。 そして、会費なんですけども、案内にもありましたように、3,000円お願いしたいと思っております。当日徴収させていただきますので、よろしくお願ひいたします。 そういう事で、委員さん12名の出席という事ですので、時間に遅れないようにご集合いただきたいと思っております。 よろしくお願ひいたします。
事務局長 (前川)	集合場所なんですけど、詳しく言いますと、先ほど玄関前に集合と言いましたけど、早く来ていただいて外でお待ちいただくのも寒いので、庁舎に入った所でお待ちいただきたいと思っております。 よろしくお願ひいたします。
議長	それでは、視察研修に参加される委員の方におかれましては、当日、よろしくお願ひいたします。
議長	それと、この議案書なんですけども、部外秘と書いてありますので、できるだけ置いて帰っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。
議長	次回の総会は、令和8年3月10日(火)午後1時30分からこの場所で開催しますので、よろしくお願ひいたします。
議長	以上をもちまして、伊賀市農業委員会第32回総会を閉会といたします。 ありがとうございました。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和8年3月10日

会 長

坂本 榮二

㊞

議事録署名者

山本 好啓

㊞

議事録署名者

稲森 義隆

㊞
